

東濃地域で医師を目指す方へ 奨学資金などを貸し付けます

東濃5市では、地域の医師の確保を目的に、将来医師として東濃地域の指定医療機関で地域医療に従事する意志がある方に、修学上必要な資金などの貸し付けを行っています。

応募資格

平成25年4月1日現在で、医学部学生、医学部大学院生および医師で、臨床研修、専門研修を受けている方または受けようとする方

貸付人数 5人程度

貸付金額

▷修学または研修期間中…月額20万円（年額240万円）▷大学入学時…60万円（1回限り）

※一定の要件を満たす業務に従事した方には、償還および利息の支払いの免除制度があります。

貸付期間

▷大学生奨学資金…正規の修業期間（6年間を限度）▷大学院生奨学資金…正規の修業期間（4年間を限度）

▷研修資金…5年間を限度

貸付条件

臨床研修、大学院の課程または専門研修を修了した後、東濃4市の指定医療機関（東濃厚生病院、土岐市立総合病院、中津川市民病院、国民健康保険坂下病院、市立恵那病院、国民健康保険上矢作病院のいずれか）に勤務

申込期限 5月20日(月)必着

選考 書類審査および面接

申・問 東濃西部広域行政事務組合（☎②1111・内線489）または総合病院総務課（☎⑤2111・内線2851）

国民年金についてご案内

学生の方へ

国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金保険料の納付が必要です。しかし学生の方には、在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校など各種学校に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定額以下の方

■学生納付特例の承認期間の扱い

老齢基礎年金を受けるための必要な期間(25年)に算入されますが、受給できる年金額には反映されません。

■手続き方法

市役所または最寄りの支所で、①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②学生であることを証明するもの ③印鑑を持って申請してください。

※扶養親族となっている方以外は、前年の収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

※学生納付特例の承認期間は、4月～翌年3月です。申請は毎年度必要です。

国民年金の支払いは、前納がお得です

国民年金保険料を1年間分（または半年分）前もって納める「前納」は、毎月納める手間が省け納め忘れもありません。さらに、割引がありお得です。

▷1年間分を前納すると3,200円割引（半年分は730円）

前納の期限は4月30日(火)です。日本年金機構から送られる「前納用納付書」で納めてください。

※平成25年度の保険料月額は、15,040円です。

■前納をご希望の方は

▷5月以降に前納を希望する方

申し出をした月から翌年3月までの前納ができます。

（60歳になる方は、誕生日前日の前月までの納付）

▷毎月口座振替で納めている方

指定の口座から前納で振り替えることができません。

早めに年金事務所へ連絡してください。届いた「前納用納付書」で、4月30日(火)までに金融機関や郵便局の窓口で納めてください。

■前納での口座振替を指定している方

振替日は4月30日(火)です。口座振替による前納は、納付書での前納よりお得です。

問 市民課保険年金係（内線137・138）